

2024年 6月 第143号



産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



毎年5月末に外国人技能実習機構への提出が必要となります（根拠法令「技能実習法第21条」）、
「実施状況報告書」でございますが、今年度も全ての組合員様の報告書を期限までに無事に提出を終え
ました。実習生達の賃金台帳のご提出、聞き取り調査、書類へのご捺印など、多方面に渡りご協力を頂
き、深くお礼申し上げます。

今後も組合員様方が安心して技能実習制度をご活用出来ます様、鋭意努力して参りますので、引き続き宜
しくお願い申し上げます。

育成就労法案、その後の動き

技能実習に代わる外国人材受入れの新制度「育成就労」を創設
する入管難民法の改正案が5月21日、衆院本会議で可決され、
衆院を通過しました。24日には参院本会議で趣旨説明と質疑が
行われ、今国会中に成立する見通しです。施行は交付から3年
以内とありますので、2027年には技能実習制度は廃止となり、
育成就労制度がスタートする模様です。



ただ、転籍の件を含め多くの事柄が未定であり、実際の制度の内容については今後の主務省令や運用
要領などを介して明らかになっていく予定です。組合では組合員の皆さまに一早く情報をお伝えべく、
日々関連情報に注視しております。有益な情報が有り次第、皆さまにお伝えして参ります。

特定技能1号へ移行する際の特定活動

技能実習から特定技能に資格変更を希望する場合、在留期間の満了日までに申請に必要な書類を揃える
ことが出来ないなど、移行のための準備に時間を要する場合（建設業の場合、先に行う国土交通省の認証
が間に合わない等）、今までは4ヶ月の特定活動の在留資格を複数回付与されておりました。しかしなが
ら、本年1月9日より申請により「付与される在留期間は6ヶ月」、また「更新は1回限り」に変更され
ました。特定技能の申請前に、国交省や、各協議会への申請や加入が必要な企業様はご留意下さいま
す様、お願い申し上げます。

梅雨の時期は食品などが傷みやすい時期でございます。
実習生達には組合担当者より改めて注意を促す予定で
ございますが、企業様にもお目配り頂ければ幸いです。

